

豊橋市教育委員会訓令第2号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、教育委員会の権限に属する事務並びに教育委員会の事務局に属する職員（以下「事務局職員」という。）及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下「教育機関等の職員」という。）が補助執行する市長の権限に属する事務の一部に関し、別に定めのあるもののほか、教育委員会の決裁事項並びに教育長、事務局職員及び教育機関等の職員に専決処理させる事項を定めることによって事務の迅速な処理を図り、責任の範囲を明らかにすることを目的とする。</p> <p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次の</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、教育委員会の権限に属する事務並びに<u>教育長</u>、教育委員会の事務局に属する職員（以下「事務局職員」という。）及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下「教育機関等の職員」という。）が補助執行する市長の権限に属する事務の一部に関し、別に定めのあるもののほか、教育委員会の決裁事項並びに教育長、事務局職員及び教育機関等の職員に専決処理させる事項を定めることによって事務の迅速な処理を図り、責任の範囲を明らかにすることを目的とする。</p> <p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次の</p>

とおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 部長、次長、課長、図書館長、美術博物館副館長（事務長）及び科学教育センター所長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、文化財センター所長及び主幹学芸員の任免その他身分関係を決定すること。

(6)～(16) (略)

(17) 高等学校及び特別支援学校に係る学則変更認可申請の方針を決定すること。

(18)～(20) (略)

別表第2（第7条関係）

学校長の個別専決事項
(略)
(2) 県費負担教職員の児童手当の受給資格及び額を認定すること。
(略)

とおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 教育長、部長、次長、課長、図書館長、美術博物館副館長（事務長）及び科学教育センター所長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹及び主幹学芸員の任免その他身分関係を決定すること。

(6)～(16) (略)

(17) 高等学校学則変更認可申請の方針を決定すること。

(18)～(20) (略)

別表第2（第7条関係）

学校長の個別専決事項
(略)
(2) 県費負担教職員の児童手当及び <u>子ども手当</u> の受給資格及び額を認定すること。
(略)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長が当該在職する間においては、改正後の第1条及び第4条第5号（「、主幹」の次に「、文化財センター所長」を加える部分を除く。）の規定は適用せず、改正前の第1条及び第4条第5号（「、主幹」の次に「、文化財センター所長」を加える部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。